

建設上下水道常任委員会会議録

平成27年10月26日

北 見 市 議 会

午後 1時28分 開 議

○(隅田委員長) ただいまから建設上下水道常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○(置田局長) ご報告申し上げます。

ただいまの出席委員数は7名、全員出席であります。

以上であります。

○(隅田委員長) 本日は、理事者の公務の都合により上下水道局からの報告を先に受けてまいりますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時28分 休 憩

午後 1時29分 再 開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、上下水道局からの報告2件を議題いたします。

理事者の説明を求めます。

○(今 局長) お疲れさまです。それでは、報告案件の説明に入ります前に委員長のお許しをいただき、台風23号による被害状況につきまして、口頭でございますが、ご報告をさせていただきます。

上下水道局が所管いたします各施設のうち、浄水場では原水の濁度あるいは色度の上昇による取水停止のほか、広郷浄水場ではのり面の一部崩壊、吉野浄水場では取水口での土砂の堆積などがありました。大きな被害を受けておりませんでした。

それでは、引き続きまして上下水道局所管の案件についてでございますが、まず1点目の上下水道局所有地の売却については、水道事業会計が所管いたします遊休地の公募入札による売却につきまして、2点目の上下水道局所管工事施工箇所の変更については、水道事業会計及び下水道事業会計で工事施工箇所の変更を行いたくご報告をさせていただくものでございます。

詳細につきましては担当課長よりご説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○(水落課長) それでは、お手元の委員会資料に基づき上下水道局所有地の売却につきまして説明いたします。

資料1ページをお開きください。まず、1の経過でございますが、売却予定地は本沢浄水場の廃止に伴い、相内地区等へ送配水するための配水池及びポンプ場用地として平成3年に取得いたしました。その後大正第2配水池を整備する事業計画の変更がなされましたことから遊休地となっております。本年度市内企業より当該地の取得の申し出があり、検討した結果、以下の考え方により売却に向けた手続きを進めることといたしました。、当該地は事業用として利活用の予定がないこと。、民間事業者により有効活用されることが適当であること。、中期財政計画、平成27年度から平成31年度において利活用が見込めない遊休資産については処分を進めるとの方針が示されていること。、売却代金は今後の施設更新などの財源として活用することが可能であること。

次に、2の売却に向けた手続きでございますが、売却額は隣接地の価格を踏まえた市場価格によることを予定いたしますが、この場合売却予定額が帳簿価格を下回ることとなりますことから、直近の定例会に固定資産売却損などを補正計上し、この議決後、公募入札の実施により売却を進めることといたします。

次に、3の売却予定地の概要でございますが、JR東相内駅北側の東相内町999番5ほか2筆で、合計の面積は2,642.71平方メートルでございます。

私からは以上でございます。

○(黒川課長) 私からは、水道工事施工箇所の変更についてご説明いたします。

委員会資料2ページをお開き願います。上段1、水道工事の変更箇所一覧でございます。補助事業の布設がえ工事 番、条東地区配水管布設がえ工事

につきましては、国の交付金配分額が減額となったため中止するものです。また、単独工事の布設工事で四角2番、柏陽町地区配水管布設工事につきましても市道整備延長に変更が生じたため中止するものです。

これらの工事予定中止箇所につきましては、資料3ページに符号と番号で表示しております。中止箇所につきましては、次年度以降に施工予定をしております。

私からは以上でございます。

○(田中課長) 私から下水道施工箇所の変更について説明いたします。

委員会資料2ページをお開き願います。中段、2)下水道事業にかかわる変更箇所一覧です。(1)、管渠にかかわる補助事業では、1番、北見中央幹線枝線及び2番、北幹線枝線につきましては、国からの交付金配分額が減額となったため中止するものです。また、3番、常呂川第5幹線枝線及び4番、北光2号幹線枝線につきましては、北海道施工の道路整備延長に変更が生じたため中止するものです。

次に、(2)、処理場にかかわる補助事業では、5番、A系水処理棟電気設備更新につきましては、国からの交付金配分額が減額となったため中止するものです。

これらの工事中止箇所につきましては、資料4ページに管渠工事、資料5ページに処理場工事について符号と番号で表示しております。また、今回中止することとした箇所につきましては、次年度以降施工する予定です。

私からの報告は以上です。

○(隅田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○(中崎委員) 今上下水道局所管の工事の施工の中止、延期等を報告いただいたのですが、やはり局として管理者がいないというのは非常に重たいと思うのです。この工事については、市民の方々の裾野の広い事業でいろいろと期待されている部分もある

と思います。そういう意味では、局で管理者要請するなりなんりの形できちんと経営体制を整えていただきたいと思います。意見としてよろしく願います。

○(隅田委員長) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) なければ、以上で上下水道局からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午後 1時36分 休憩

午後 1時37分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、都市建設部からの報告のうち、まず除雪計画及び台風23号等による被害状況等についての2件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(佐藤部長) お疲れさまでございます。それでは、説明に入ります前に私から今回提出いたしております案件の概要につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、本格的な降雪期を前に各自治区で実施を予定しております平成27年度の除雪計画のほか、10月1日から2日の暴風及び台風23号による被害状況等についてご説明をさせていただきます

私からは以上でございますが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長からご説明させていただきますので、よろしく願います。

○(片桐課長) それでは、私から平成27年度北見市除雪実施計画及び北見自治区除雪実施計画書につきましてお手元の別冊資料に基づきご説明させていただきます。

これまで北見市では、より安全な冬道づくりと快適な冬の暮らしを目指し、市民の皆様と力を合わせながら、道路除雪に取り組んでまいりました。平成27年度におきましても同様に道路除雪に取り組んで

まいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、別冊資料の北見市除雪実施計画をお開き願います。平成27年度北見市除雪実施計画の1ページ、の北見市除雪概要といたしまして、1の除雪計画担当課及び除雪実施方法、2の車道、歩道除雪計画延長は車道、歩道を合わせまして1,979.9キロメートルを予定しております。3、車道、歩道除雪車両体制は、各自治区の除雪計画に基づき直営車、官貸車及び業者の車を合わせまして172台を予定しております。4の出動基準は、出動判断を統一し、記載のとおりであります。

次に、平成27年度北見自治区除雪実施計画についてご説明させていただきます。次のページの見出し、北見自治区除雪実施計画書をお開き願います。1ページ、1に実施計画の目的を、2に除雪路線の種類と除雪対応レベルごとに分類したものであります。除雪路線を第1種除雪路線の幹線道路から第4種除雪路線の生活道路及び私道の4種類に分類したものであります。

次に、2ページの3に除雪対応水準を、3ページには4の平常時除雪から豪雪災害時除雪体制の基準、降雪10センチから30センチと予想されるレベルから積雪量が70センチ以上と見込まれるレベルまでの除雪体制を示しております。

4ページの5に情報収集、6に除雪情報の伝達、7に除雪マニュアル、豪雪対策要綱を、5ページ、8の除雪センターには受託者が市の指示に基づき設置し、除雪作業に係る市との連絡調整及び市民からの要望など除雪に関する総括を行う目的で12月1日から翌年3月31日まで開設することを記載しております。

6ページには、平成27年度市道等除雪概要としまして、1の(1)、車道除雪延長、(2)、歩道除雪路線延長などを、7ページには2の除雪連絡体制及び3の除雪協力機関などを記載しております。

次に、8ページには4の除排雪対策、凍結路面対

策の(1)、除排雪対策概要として、全車出動回数、主な幹線道路などの運搬排雪延長及び全地域の融雪対策など、また(2)、凍結路面対策概要ではピリ砂利散布箇所状況などを示しております。(3)の市民広報活動等では、広報きたみを活用した取り組みなどを示しております。

9ページには5の除雪連絡網を、10ページには6の除雪指示体制図を記載しております。

添付図面といたしまして、11ページに緊急除雪優先路線図、12ページには幹線除雪路線図、13ページには市内生活道路区割り図、14、15ページには歩道除雪路線図、16ページに郊外道路区割り図、17ページには排雪計画路線図、18ページに雪堆積場位置図、19ページに緊急輸送路線図を添付しておりますので、ごらんになっていただきたいと存じます。

以上で北見市除雪実施計画及び北見自治区除雪実施計画書の説明を終わらせていただきます。

○(福島課長) 続きまして、端野自治区、常呂自治区、留辺蘂自治区の平成27年度の除雪計画について説明をさせていただきます。

3自治区の除雪計画の資料につきましては、北見自治区の次に端野、常呂、留辺蘂とそれぞれ見出しをつけております。平成27年度の除雪実施計画については、3自治区ともに統一した実施計画とすることから、代表して端野自治区除雪実施計画書でご説明させていただきます。

端野自治区の除雪実施計画書の1ページをお開きください。除雪実施計画の概要でございますが、1、目的、2、実施方法を載せてございます。実施方法につきましては、全路線の除雪を民間委託により実施し、除雪実施の全般の管理は建設課で行います。なお、常呂自治区におきましては、直営による除雪と一部路線を民間委託により実施していきます。

次に、2ページでございますが、3、平常時除雪から豪雪災害時除雪体制の基準につきましては、各除雪レベルに応じた除雪基準、活動内容を設定しております。

3ページから5ページは、市道除排雪計画の概要を記載しております。3ページ、1、除雪計画では、除雪延長及び凍結防止路線延長、除雪車両体制一覧などを、4ページでは除雪出動基準及び指示体制等につきまして、また2として除排雪作業基準を5ページまで掲載しております。

6ページでは、3、除雪指示体制図を、7ページから13ページには資料といたしまして緊急車道除雪優先路線図を初めとする各種除雪路線図などを掲載しております。

以上が端野自治区分の除雪実施計画ですが、常呂自治区、留辺蘂自治区の除雪実施計画につきましてもあわせてご確認をお願いします。

これで説明を了します。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○(片桐課長) それでは、私から10月1日から2日の暴風及び台風23号による被害状況等について委員会資料に基づき説明させていただきます。

委員会資料1ページをお開き願ひします。10月1日から2日にかけて、観測史上1位の日最大瞬間風速27.8メートルパーセックを記録した強風により、道路への倒木63本、31路線34カ所でありました。また、大和D型倉庫のトタン2枚が剥離いたしました。これらにつきましては、全て復旧済みであります。

次に、1ページ中段をごらんください。10月8日の台風23号により観測史上3位の日降水量101.0ミリを記録した大雨により、道路の路肩、のり面崩壊が2路線、道路への倒木が44本、15路線16カ所、砂利道路のガリ侵食が18路線で12.9キロメートル、河川ではのり面崩壊が3河川、橋梁崩落が1橋ございました。また、崩落した克服橋につきましては、北海道の事業でありますポンニコロ川河川改修事業において克服橋のかけかえ工事が既に発注になっており、今年度中なかへかえが終了する予定になっております。

なお、克服橋以外につきましては、現行の予算において復旧を行う予定になっております。

なお、委員会資料2ページには被害箇所図を、10月1日から2日の暴風被害の倒木につきましては緑四角、トタン剥離を緑星印にて、10月8日の台風23号被害の路面、路肩、のり面崩壊を赤丸、倒木を緑丸、砂利道ガリ侵食をオレンジ丸、河川のり面崩壊を青丸、橋梁崩落を黒三角でお示ししておりますので、ごらんください。

3ページには代表的な被害箇所状況写真を掲載しておりますので、ご参照いただきたく存じます。

以上で道路管理課所管の説明を終わらせていただきます。

○(中野課長) 引き続きまして、私から公園緑地課が所管いたします被害状況につきまして委員会資料に基づきご説明させていただきます。

委員会資料4ページをお開き願ひします。まず、10月1日から2日の暴風による被害状況についてでございますが、公園ではかしわ公園、野付牛公園など19カ所の公園で52本の倒木被害が生じ、街路樹、緑地緑道では夕陽ヶ丘通り、こいずみモールなど17路線29カ所で32本の倒木被害がありました。

次に、10月8日の台風23号による被害状況についてでございますが、公園では常盤公園、とん田つくし公園など8カ所の公園で43本の倒木被害が生じ、街路樹、緑地緑道では双葉緑道、若葉緑地など4路線6カ所で9本の倒木被害がありました。

なお、委員会資料5ページには10月1日から2日の暴風による公園の倒木被害箇所を緑色丸、街路樹、緑地緑道を緑色三角で表示、10月8日の台風23号による公園の倒木被害箇所を赤色丸、街路樹、緑地緑道を赤色三角で表示しています。

また、6ページには公園及び街路樹、緑地緑道の代表的な被害箇所状況写真を掲載しておりますので、ご参照いただきたく存じます。

なお、緊急を要する倒木処理につきましては、現行予算で対応させていただいておりますが、その他の倒木処理につきましては既定予算を一時流用して対応させていただき、今後補正予算の計上を進めて

まいりたいと考えておりますので、よろしくお願
いいたします。

以上で公園緑地課所管の説明を終わらせていた
きます。

○（阿部課長） 私からは、市営住宅の被害状況に
つきましてご説明させていただきます。

委員会資料7ページから8ページでございます。
10月2日の暴風の影響により、高栄団地の西陵2号
棟の屋根板金の一部が剥がれて巻き上がり破損した
ほか、若葉団地の7 2 2及び7 2 4の2棟
で屋根軒先の一部が破損し、合計3棟の住宅が被害
を受けたものです。高栄団地の西陵2号棟につきま
しては、被害の拡大のおそれもあったことから、被
害当日直ちに屋根板金の剥がれて巻き上がった部分
を戻し、上部より固定し、応急措置の対応を行い、
現在復旧に向けた準備を進めており、また若葉団地
の2棟につきましては既に復旧を終えております。
なお、これら復旧に係る経費につきましては、既定
予算において対応することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく
ご審議のほどお願い申し上げます。

○（福島課長） 引き続きまして、端野自治区にお
ける10月1日から2日の暴風の被害概要についてご
説明いたします。

委員会資料9ページをお開きください。端野自治
区の被害状況ですが、気象庁観測データについては
9ページ上段に記載しております。暴風の被害とい
たしましては、倒木処理が端野町125号線ほか6路線
で10本ありました。処理経費につきましては、現行
の予算内において対応しております。

また、10月8日の台風23号に伴う大雨の被害概要
は中段から示しておりますが、気象データについて
は同様に記載しております。道路においては、端野
町99号線ほか3路線の道路路面、のり面等の崩壊、
その他路線においても砂利道のガリ侵食などによる
路面損傷等の被害がありました。河川につきまして
は、緋牛内地区のPontペンピラウシナイ川及びキ

トタウシナイ川ほか7河川において、大雨により河
川ののり面などが崩壊する被害がありました。その
ほかにも複数箇所でも小規模の護岸崩壊、土砂堆積な
どの被害がありました。

委員会資料10ページには被害箇所を示しており、
10月1日から2日の暴風による倒木については緑色
四角で、10月8日の台風23号による路面、路肩、の
り面崩壊を赤丸で、倒木を緑丸で、砂利道のガリ侵
食をオレンジ色で、河川ののり面崩壊を青丸で示して
おりますので、ごらんください。

委員会資料11ページには代表的な被害箇所状況の
写真を掲載しております。

なお、復旧につきましては、現行の予算内におい
て行う予定でございます。

私からは以上でございます。

○（本所課長） 続きまして、常呂自治区における
10月1日から2日の暴風及び台風23号による被害状
況等について委員会資料に基づきご説明させていた
できます。

委員会資料12ページをお開き願います。今月10月
1日から2日にかけて日最大瞬間風速28.3メー
トルパーセックとなった強風によりまして道路への
倒木15本、9路線9カ所に被害がありましたが、全
て復旧済みでございます。

次に、12ページ中段をごらんください。10月8日
の台風23号により観測史上1位となります日降水量
144.5ミリメートルを記録した大雨により、道路の路
面、路肩、のり面崩壊が38路線、道路への倒木が11本、
6路線6箇所、砂利道路のガリ侵食が24路線で4.2キ
ロメートル、河川ではのり面崩壊が5河川でありま
した。早急に復旧しなければならない場所についま
しては応急対応しておりますが、現在通行どめにな
っています6路線につきましては、いずれも迂回路
がありますので、不便をおかけしてはありますが、
孤立している住宅はございません。この6路線を含
め全ての復旧につきましては補正予算が可決した後
になると考えており、今年度末までの完成を見込ん

であります。また、市道常呂町参宮線ほか9カ所を
国庫負担による公共土木施設災害復旧事業としての
申請へ向け事務を進めており、これらの復旧費用に
つきましては、金額が確定次第補正予算の計上に向
け事務作業を進めてまいりますので、よろしく願
いいたします。

なお、委員会資料13ページ、14ページでは被害箇
所を示しており、10月1日から2日の暴風被害の倒
木につきましては緑四角にて、10月8日の台風23号
被害の路面、路肩、のり面崩壊を赤丸、倒木を緑丸、
砂利道のガリ侵食をオレンジ丸、河川のり面崩壊を
青丸でお示ししておりますので、ごらんください。

また、15ページには代表的な被害箇所状況写真を
掲載しておりますので、ご参照いただきたく存じま
す。

私からは以上でございます。

○（菅原課長） それでは、引き続き留辺蘂自治区
における10月1日から2日の暴風の被害概要につ
いて説明いたします。

留辺蘂自治区の被害状況ですが、委員会資料16ペ
ージをお開きください。資料上段に風の状況を記載
しております。最大瞬間風速23.7メートルパーセッ
クを記録しており、被害といたしまして倒木処理が
温根湯林鉄線ほか3路線5本でございます。処理経
費につきましては、現行の予算内において対応して
おります。

また、10月8日の台風23号に伴う大雨の被害概要
ですが、委員会資料16ページ中段に記載してありま
す。留辺蘂地区の気象データでは、最大瞬間風速
22.0メートルパーセック、日降水量72.0ミリメー
トルを記録しております。被害の状況ですが、丸山地
区のサマツケサロマ沢川が大雨により河川のり面
崩壊が3カ所ございます。

委員会資料17ページに被害箇所を表示しており、
10月1日から2日の暴風被害の倒木については緑四
角で、10月8日の台風23号の河川被害を青丸で示し
ております。

また、委員会資料18ページには代表的な被害箇所
状況写真を掲載しておりますので、あわせてご参照
ください。

なお、サマツケサロマ沢川の復旧につきましては、
被害が大きいため国庫負担による公共土木施設災害
復旧事業として申請してまいりたく事務を進めてお
り、復旧費用につきましても金額が確定次第補正予
算の計上に向けまして事務を進めてまいりたいと考
えておりますので、よろしく願います。

以上で留辺蘂自治区の補足説明を終わらせていた
だきます。ご審議のほどよろしく願います。

○（隅田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○（森部委員） 確認なのですが、まず10ペ
ージ、除雪指示体制図というのがあります。そして
端野自治区の場合は端野の6ページ、常呂自治区も
留辺蘂自治区についてもこの除雪指示体制図とい
うのが添付されておりますけれども、この中の一連の
流れで一番下の事業係職員、除雪センターという
ところのフロー図があります。そこに両方に矢印がつ
いてパトロールとあります。わかりますか。端野自
治区で見ると、パトロールとその下に除雪作業と入
っているのです。常呂自治区も除雪作業と入ってい
る。ただ、留辺蘂自治区はパトロールだけなのです。
除雪作業が入っていないのです、そのフロー図を見
ると。

〔何事が呼ぶ者あり〕

○（森部委員） 留辺蘂自治区と北見自治区。この
入っている、入っていないということの意味合いを
確認させてください。

○（隅田委員長） 暫時休憩いたします。

午後 2時03分 休 憩

午前 2時04分 再 開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

理事者の答弁を求めます。

○(福島課長) 先ほどの森部委員からの確認事項についてですが、訂正になります。説明させていただきます。

端野自治区除雪実施計画の6ページの除雪指示体制図の下のほうになりますが、パトロールの下に記載しております除雪作業につきまして、これは誤りです。大変申しわけありませんが、削除をお願いしたいと思います。土木係職員と委託業者の矢印につきましては、パトロールのみの記載でした。大変申しわけございませんでした。常呂自治区につきましては、この記載のとおりでございます。こちらはパトロールの下に除雪作業と書いてあるのは、常呂自治区におきましては直営車両がございますため除雪作業が残るということで、こちらは正しいということになります。大変ご迷惑をおかけして申しわけありませんでした。

○(宮沢委員) 近年温暖化で雪の量も多くなってきていると思いますので、まちの中での排雪も含めてやったほうがいいのではないかと思うわけなのですけれども、ロータリー車が1台しかないということなので、そういう大型ロータリー車の増車も含めて今後考えていく必要があるのではないかと思います。

それと排雪する雪捨て場の確保というか、たまってしまって隣近所の地域の人にも迷惑をかけたりして、あるいは途中で捨て場が変わったりしているわけなのですけれども、きちんとした計画みたいのをつくったほうがいいと思うので、その辺についての答弁をお願いします。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○(沢合委員) 資料の北見自治区の18ページ、4カ所の雪捨て場の絵図が示されておりますけれども、昨年の例であれば、初めは2カ所でそれから順次ふやしていったということなのですけれども、平成27年度の場合は4カ所を同時に開設して進めていくことになっているのかお聞かせください。

○(長南委員) 暴風、台風の被害の関係ですが、

特に公園、私どもかしわ公園が隣接にございまして、その隣が保育園ということで、迅速な対応をしていただいたことにまず感謝を申し上げたいと思います。園庭に倒れかかるような状況だったので、大変心配されていまして、ありがとうございました。

これに関連して、公園の樹種というのでしょうか、ふさわしい樹種の選定というのはもちろんされていると思うのですけれども、これからの公園にはやはり根張りのしっかりした樹種をぜひ植樹していただきたいという部分と、樹木が高く茂ることによって風を受けて、ますます揺れがひどくなって被害が発生するということはよくあることですので、公園内における樹木の高さの制限とかといったことを今実際にされているのかどうかお尋ねいたします。

○(片桐課長) 宮沢委員の質問にお答えしたいと思います。

近年雪が多くなってきている状況の中、宮沢委員の言うとおり市所有の中で北見自治区ではロータリー車1台を所有しております。あわせて業者持ち、それにつきましては現在4台保有確認されております。通常市内の排雪作業時、当然市の所有車両だけでは間に合いませんので業者のロータリー車も使いながら排雪をしていっているところでございます。ただ、近年こういう大雪になりまして生活道路の排雪も要望等がふえてきております。それに向けて除雪車の官貸車増車計画も含めて、車種の選定等も含めまして今後検討させていただきたいと思います。

また、雪堆積場の計画なのですけれども、沢合委員の質問とかぶってしまうのですが、現在図面には4カ所という形で掲載させていただいております。現在新たな雪堆積場を模索している最中でございます。当然近年雪が多くなってきてございますので、現在の箇所数では足りないということになりますので、現在新たな雪堆積場を模索して検討している最中でございます。

それから、沢合委員の質問なのですけれども、雪堆積場の開設時期なのですが、ことしも昨年と引き

続きまして春光町と北上を最初にあげさせていただく計画になっております。川東と東相内につきましては住宅地を抱えているということでございますので、最初からそこをあけてしまいますと、近隣の住民の皆様に長期間のご不便をかけてしまうということになりますので、やはり当初は余り支障のない春光町と北上の箇所を始めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○(中野課長) ただいま長南委員から公園内の樹種の内容とか、高くなった樹木についての高さ制限ということでご質問がありました。

今回の被害は強風による被害が結構ありまして、樹木に関してもニセアカシアとか成長の早い木が根づきが浅く、倒れる本数が多くありました。それと、桜についても樹木的に風に弱いものですから、倒木等が見られた状況にあります。今後については、こういう暴風も考慮しながら、植えつけるときには樹種の選定にも気を使いながら進めてまいりたいと思っております。

あと、公園内の樹木の高さについてですが、樹木の高さは制限している状況にはないのですけれども、維持管理の委託業者から毎年樹木の状況を報告願ひ、枯損木というか、枯れている木などについては、それぞれ毎年少しずつながら調査いたしまして処理させていただいている状況にあります。中には枝張りが広くて、住宅側にご迷惑をおかけしている場所もありますので、そういう場合には剪定などをしながら、樹木の管理に努めているところであります。

以上であります。

○(斎藤委員) 今公園緑地課長からご答弁がありましたけれども、その中で公園に植える樹種について例えば桜はふさわしくないというニュアンスで受けとめたのですけれども、私も上ところに近い地域に住んでいるのですが、桜公園という市の立派な公園もございまして。桜は適切ではないと、今後植える

ということについては選定樹種としないという答弁だったのかどうか、もう一回答弁をお願いします。

○(宮沢委員) 街路樹の関係なのですけれども、街路樹でも物すごく大きくなっている木があって、高さのことだけでいうとポプラの木なんかは10メートルも20メートルのものもあるわけです。そういう木が倒木した場合には4車線が全部ストップになるわけなので、無制限に伸ばすのか、ある程度高さを制限するのも含めて今後どういう管理をしていくのかということについて答弁をしていただきたいと思います。

○(中崎委員) 公園の倒木の関係なのですが、6ページの写真で夕陽ヶ丘通り道路のニセアカシアについて、これは根張りがいいとか悪いとかの問題でなく、この写真を見ると植樹ますそのものに問題があるのでないかという感じを受けてしょうがないのです。根が引っ張られて倒れているという絵ではなく、完全に根がない状況で倒れております。やはり同じ樹種がずっと歩道上に展開されておりますので、この安全管理、植樹ますの見直しというのをきちんとかけたほうがいいのではないかと思います。樹木の選定を行うと同時に、ここのところもきちんとして判断されるべきだと思います。ほかのところでも根こそぎ倒れている写真が多く見受けられますので、本当に活着しているかどうかをきちんと検討してもらいたいと思います。

それと、留辺蘂自治区の建設課の16ページなのですが、聞き違いだったら申しわけありません。サマツケサロマ沢川に関して公共債を適用しながらやっていきたいという感じで聞こえたのですが、日雨量の関係でいっても80ミリ未満、1時間の最大降雨量でも20ミリ未満と公共災害の認定基準から離れているのですが、その辺はどういう説明だったのかも一度お聞かせください。

○(菅原課長) 中崎委員からのサマツケサロマ沢川の公共災害の認定基準なのですが、日雨量が80ミリ、それから時間雨量が20ミリ以上で公共災害の認

定にはなるのですが、これはあくまでも道路の基準であって、河川の場合には降水量に関係なく河岸高の2分の1以上の被災水位があれば公共災害として申請できますので、今回はこの条項を適用して公共災害と考えております。

以上です。

○(中野課長) 斎藤委員から桜の樹種は適切でないという意味での答弁なのかということでありましたけれども、実は倒れた桜等についてはある程度枯損に近い桜が今回倒れているということで、公園や何かに植えるのに桜が適切でないという表現ではありません。公園などに多くの桜を植えていますし、桜を植えることを否定してというか、そういう意味合いではございません。公園には、今も植樹等で結構植えていますので、継続して桜については植えていきたいとは思っています。

それと、宮沢委員から街路樹の巨木化、高く大きくなったものがたくさんあるということですが、これにつきましては中崎委員からの根張りの問題、植樹ますの大きさの問題ともあわせて、街路樹の再整備計画で高さについてもやはりある程度選定等について制限を設け、樹幹とか剪定の仕方とか高さについても管理基準をつくっていきたいと思っております。

あと、中崎委員からございました植樹ますが小さくて根が張れない状況等もありますので、その辺も街路樹再整備の中で一つの問題点として調査し、研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○(森部委員) 今中野課長から街路樹だとか木の関係の高さ制限の云々という答弁をもらったけれども、現状として街路樹の選定基準だとか高さ制限の基準だとかというのはないわけです。これを今課長がそのように答えてしまうと、来年度の予算編成に選定基準から高さ制限の基準から、枝張りだとか高い木を切っていくだとかという予算に私は大きく影

響してくると思うのです。今ここで課長が答えることの意味合いは私はわかってはいるけれども、現実的な答弁なのかどうかというのは疑問があるので、そこをいま一度整理して答弁してもらいたい。

○(隅田委員長) 暫時休憩いたします。

午後 2時21分 休憩

午後 2時23分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○(佐藤部長) 森部委員の議事進行について私からお答えさせていただきます。

私どもの街路樹再整備計画、この間頭出しをさせていただきましたけれども、今言われた高さの問題とかさまざまな課題がございます。その課題については、今後どうやって実施すべきかということは必要なことと考えておりますので、その辺については十分所管委員会に説明をしながら、今後どのようなことで進めていけるのかも含めてご説明したいと思っておりますので、すぐそれが予算化されるかということでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○(松本次長) 私からは、長南委員からの桜に対するご質問、それと斎藤委員からもご指摘がありました桜の公園の樹木について、ただいま担当課長から答弁させていただきましたけれども、混乱を招くというか、誤解を招くような答弁があったので訂正させていただきたいのですが、桜の木が風に対して弱く、公園の樹木に対して不適切だということではなくて、課長の説明の中では一部枯損している桜の木が今回の台風によって被害があって倒れたということですので、公園の樹木につきましては桜の木が不適切ということではないということを改めて答弁させていただきたいと思っております。よろしく願います。

○(隅田委員長) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で報告2件を了します。

暫時休憩いたします。

午後 2時26分 休憩

午後 2時26分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、引き続き十勝オホーツク自動車道についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（佐藤部長） お疲れさまでございます。次に、十勝オホーツク自動車道について、北海道開発局より訓子府インターチェンジから北見西インターチェンジ間の開通予定日時が11月8日午後3時に開通するとの公表がされましたことから、詳細内容をご報告させていただくものでございます。

詳しい内容については担当課長からご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○（津嘉田課長） それでは、私からお手元の委員会資料に基づきご説明させていただきます。

委員会資料19ページをお開き願います。3、十勝オホーツク自動車道についてでございますが、（1）、概要といたしましては、平成27年10月16日、国土交通省北海道開発局より、十勝オホーツク自動車道訓子府インターチェンジから北見西インターチェンジが平成27年11月8日曜日午後3時に開通することが公表され、開通に先立ち開通式が午前10時30分から訓子府町公民館において、通り初め式が午前11時50分から十勝オホーツク自動車道訓子府インターチェンジ付近の本線上において開催されることとなりました。また、開通式及び通り初め式の式典にあわせて訓子府町、北見市、北海道横断自動車道北見地区早期建設促進期成会で構成する十勝オホーツク自動車道訓子府北見間開通記念事業実行委員会が十勝オホーツク自動車道開通記念ウオークを開催

します。開通日同日の午前9時10分から十勝オホーツク自動車道訓子府インターチェンジをスタート、ゴールとした本線上を会場としており、参加人数が359人となっております。

次に、委員会資料20ページをお開き願います。

（2）、開通区間位置図等といたしまして、北海道の高規格幹線道路網、事業区間全体図など北海道開発局報道発表資料の抜粋した内容を掲載させていただいておりますので、ご参照をいただきたく存じます。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○（隅田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で都市建設部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時30分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後 2時30分 閉議
